

DPC 制度のQ & A

厚生連滑川病院では、令和2年4月1日から入院医療費の計算方法がDPCに変わります。

◎DPC 制度ってなんですか？

入院医療費包括算定制度のことです。

厚生労働省が病名と診療内容をもとに診断群分類を作成し、それぞれに決められた1日当たりの定額医療費により入院料を計算する方式です。

ただし、手術料・麻酔料等は包括されず、今まで通り出来高方式で計算します。

◎厚生連滑川病院に入院するすべての患者さんがこの制度の対象になるの？

主治医がDPC 包括評価で定められた診断群分類に該当すると判断した場合に対象となります。この診断群分類に該当しない場合は、従来通り出来高計算方式になります。

精神病棟、自費や労災、自賠責保険を使用された場合はDPC 対象外となります。

◎DPC になると高くなるの？安くなるの？

主治医が当てはまると判断した診断群分類により定められた1日当たり定額の医療費と手術等の組み合わせで入院費が決定します。

従来の出来高計算と比べて、同じ内容の診療でも高くなる場合もあれば、安くなる場合もあります。

◎DPC の対象になる病気でも出来高計算してもらえますか？

厚生労働省の定めにより、DPC の対象となる病気は出来高で計算ができませんのでご了承ください。

(ただし、4月1日以前から引き続き入院の患者さんは6月1日からDPCでの計算となります。)

◎入院診療費の支払い方法はなるの？

これまで通り月ごとの支払い（退院の場合は退院時）に変わりはありません。

◎病名が途中で変わったときはどうなりますか？

DPC では、1 入院に対して 1 病名というのが基本の考え方です。入院時から診療が進むにつれ、途中で病名が変わった（検査等の結果確定した）場合は、入院初日に遡り、確定した病名で医療費の計算をやり直しいたします。

この場合、月をまたがっていた時は、既にお支払いいただいた前月までの医療費について、当月で過不足を調整いたしますので、あらかじめご了承ください。

◎入院中に他の病気の治療をしたいのだけど？

DPC とはひとつの病気（診断群分類）に対して入院加療を行う制度です。「1 疾病 1 入院」が原則となりますので、他の病気の治療を患者さんが希望された場合には、退院後にお願いすることもあります。
なお、緊急の場合はこの限りではありません。

◎いま飲んでいるお薬はどうするの？

現在、当院または他の病院のお薬を服用されている患者さんは、入院される際に、服用しているすべてのお薬をご持参ください。

◎高額医療費の扱いはなるの？

高額療養費制度の取り扱いは変わりません。
入院が決まった、または入院中の方は限度額適用認定証の申請をお勧めしています。

◎食事療養費はなるの？

これまで通り変わりはありません。1 食 460 円です。

詳しくは医事課入院係までお問い合わせ下さい。